

第1章 あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から40～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、秋川と平井川に沿って市街地を形成しています。

本市は、市域の面積（7,334ha）の約6割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、あきる野市の環境の現状として、各分野（自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野）の取組を掲載します。

1 自然環境分野

1-1 自然環境調査

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、生産価値の低下、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成21年度から市内の自然に専門的な知識を有する方や多くの市民の協力のもと、自然環境調査を実施しています。初めの3年間の調査結果については、「あきる野市自然環境調査報告書（平成21年度～23年度）」として取りまとめ、市内図書館やホームページでご覧いただくことができます。

また、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうため、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で調査結果の一部を紹介しています。この調査結果は、平成26年度に策定した「生物多様性あきる野戦略 ～未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み～」の策定に活かされたとともに、生物多様性の保全等の取組を進める上で、重要な基礎資料となっています。



＜あきる野市自然環境調査報告書
平成21年度～23年度＞

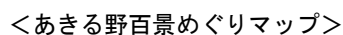
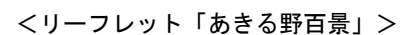


＜リーフレット
「知って守ろうあきる野の自然」＞



＜生物多様性あきる野戦略＞

これらは、市民の方はもとより、市外からの観光客の方々にも活用していただける内容となっています。



1-3 郷土の恵みの森づくり事業

1) 森づくり

「あきる野市郷土の恵みの森構想」（以下「郷土の恵みの森構想」といいます。）では、地域との協働による森づくり事業を進めています。昔道や尾根道の補修、景観の整備などを町内会・自治会等が主体となって取り組んでいます。

また、森林レンジャーあきる野による様々なイベントなども行われており、森づくり事業の持続的な展開に必要な財源を確保するために「郷土の恵みの森づくり事業基金」も創設しています。

森づくり事業概要（平成27年度）

事業名	事業数	実施団体
昔道・尾根道補修等事業	10事業	7町内会・自治会等
景観整備事業	13事業	10自治会等

2) 森林レンジャーあきる野

郷土の恵みの森構想に基づく森づくり事業を進めるため、平成22年5月から専門知識を持つ4人による「森林レンジャーあきる野」が活動しています。

森林レンジャーあきる野は、昔道や尾根道の補修、景観の整備等を地域と協働で実施しています。

また、登山道や山林地帯を巡視し、支障木の除去や補修を行うとともに、市内に生息・生育する動植物の調査、滝や沢、巨木といった地域資源の掘り起こしなども行っています。

さらに、地域が実施する森づくり事業に関連した自然環境体験イベントの開催など、森とその周辺にある地域資源の持つ魅力を市内外に向けて発信しています。



<登山道の巡視の様子>

3) 森林サポートレンジャーあきる野

郷土の恵みの森構想の実現に向け、町内会・自治会との協働による森づくり事業を進めるため、市職員や市民などによる「森林サポートレンジャーあきる野」（平成28年3月末現在101人）が、昔道や尾根道の補修、景観の向上等の森づくり事業や森づくりイベントなどの支援を行っています。平成27年度は、7回の活動が行われ、延べ52人が参加しました。



<景観整備の様子>

4) 森の子コレンジャー

次世代の森の守り人となる人材を育成するため、森林レンジャーあきる野と一緒に学び、森づくりを行う「森の子コレンジャー」を組織し、1年を通して活動しています。この活動では、「あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材が育つ」ことを目指しています。

平成27年度は、公募で募集した小学4年生から6年生までの20人が9回にわたり活動を行いました。



＜レンジャーから植物の説明を受けるコレンジャー＞



＜アラカシのドングリ調査の様子＞

1-4 小宮ふるさと自然体験学校

小宮ふるさと自然体験学校は、平成24年3月31日をもって閉校となった小宮小学校を活用し、平成24年9月1日に開校しました。子どもたちを中心に自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための自然体験活動の拠点として、市内外の学校や団体の自然体験事業などを実施しています。

利用状況（平成27年度）

利用形態	回数	利用人数
自然体験事業等	136回	2,945人
その他イベント等	177回	3,507人



＜体験活動の様子＞

1-5 産学公連携による取組

郷土の恵みの森構想等に基づき、市内でも恵まれた里地里山を有する菅生地区をモデル地域として、自然環境保全の取組を進めています。この取組を進めるに当たり、森林の保全・活用と地域の活性化についての調査・研究のほか、これらの活動やその担い手の育成などを行うため、平成23年7月13日に、NECフィールディング株式会社、明星大学及びあきる野市の3者により、「自然環境保全活動等に関する協定書」を締結し、産学公が連携した取組を進めています。

また、協定書に基づく森づくりの取組を具体的に進めていくため、平成23年8月8日、菅生町内会、明星大学、NECフィールディング株式会社、あきる野青年会議所、特定非営利活動法人ふるさとの森づくりセンター及びあきる野市を構成員とする「あきる野菅生の森づくり協議会」が設置されました。平成24年度からは西多摩マウンテンバイク友の会が構成員として加わり、この協議会において、菅生地区で取り組む里地活性化事業や里山活性化事業を実施しています。



＜菅生大沢地区での草刈りの様子(ワークショップ)＞



＜木こり講座の様子＞

菅生地区で実施された里地活性化事業等一覧（平成27年度）

里地活性化事業		
農産物の特産化		
・ トマト、シイタケ、キュウリ、ナス、ピーマン、ニガウリ、ブルーベリー、花ミョウガ、葉物など21品目の栽培、市役所内福祉喫茶や直売所等での販売を実施		
里山活性化事業		
菅生大沢地区の里山再生		
・ ワークショップ(保全活動と育成)		18回開催
・ 農地との緩衝帯整備「人とケモノがよい距離のある里山づくり」事業		11回開催
自然環境教育		
・ 里山・環境教育体験イベント		7回開催
・ 環境教育講座 木こり講座		10回開催
菅生若宮子ども体験の森の管理		
・ 萌芽更新の実施(木こり講座での伐採)、伐採樹木を利用したシイタケ栽培		
救急救命講習会		
講師 アメリカ心臓協会公認インストラクター 二瓶哲彰氏		1回開催

1-6 秋川流域ジオパーク構想の推進

秋川流域は、緑と清流に恵まれ、歴史と文化が育まれた大地の中に、古生代から新生代にかけての8つの地層がまとまって分布しています。それぞれの地層で、ステゴドンゾウ（ミエゾウ）など、海や陸の生物の化石が数多く発見されていることから、全国でも有数の化石の宝庫として、地質・地形の保存が求められています。

また、このような貴重な大地と自然、文化を活用して、観光や商業などによる地域の活性化を目指すため、秋川流域の3市町村（あきる野市、日の出町、檜原村）が連携して「秋川流域ジオパーク推進会議」を設置し、日本ジオパークの認定に向けた取組を進めています。

平成27年度は、昨年度に引き続き、認定に向けた情報収集や全国大会、関東地区大会などに参加するとともに、平成25年度・26年度に実施した人材育成（ガイド養成）講座の受講者により、ジオツアー実施に向けた取組や、拠点施設となる「秋川渓谷戸倉体験研修センター」内の「秋川流域ジオ情報室」の展示室等の整備を行いました。また、流域住民への周知を図るため、行政主催の各種イベントにブースを出展してPR活動を行いました。



＜ジオパークシンポジウムの様子＞



＜秋川流域ジオ情報室(ジオ展示室)の様子＞

秋川流域ジオパーク推進事業一覧（平成27年度）

・ 秋川流域ジオパーク推進会議	1回開催
・ 講座受講者による活動	12 回開催
・ イベントへの参加(ヨルイチ、あきる野市産業祭)、日の出町産業まつり、払沢の滝ふるさと夏祭り	4回実施
・ 講演会(推進会議委員及び講座受講者対象)	2回実施
・ 秩父多摩甲斐国立公園 秋川流域ジオパーク構想シンポジウム	1回開催
・ 日本ジオパークネットワーク(JGN)事業への参加	
日本地球惑星科学連合大会「ジオパークセッション」へ参加	
日本ジオパーク霧島大会(第6回全国大会)へ参加	
第3回日本ジオパーク関東地区大会(銚子大会)へ参加	
栗原山麓ジオパーク認定記念フォーラムへ参加	

2 生活環境分野

2-1 環境調査

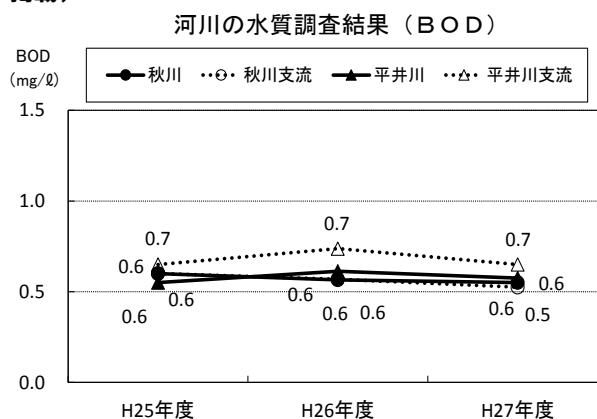
1) 河川の水質（調査結果の詳細は資料編148頁～151頁に掲載）

良好な生活環境を維持するため、市内の河川やその支流18か所で、年4回の水質調査を実施しています。

水質汚濁の指標となるBOD(*)をみると、秋川や秋川支流、平井川は良好な水質を維持しています。平井川支流もわずかに値は高いものの良好な水質を維持しています。いずれの河川等も平成27年度は環境基準を達成しています。

また、多摩川と関連河川の水質の向上を目的として、多摩川流域の関係自治体が同一日に実施する河川の水質調査に参加しています。秋川、平井川が多摩川が合流する地点で、年2回調査を行い、おおむね良好な水質が維持されているという結果を得ています。

* BOD（生物化学的酸素要求量）： 水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。



※ データは、各河川の複数地点で年間4回（5・8・10・2月）実施している測定結果の平均値である。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	河川名	環境基準
河川 AA 類型	秋川	1mg/ℓ 以下
河川 A 類型	平井川	2mg/ℓ 以下

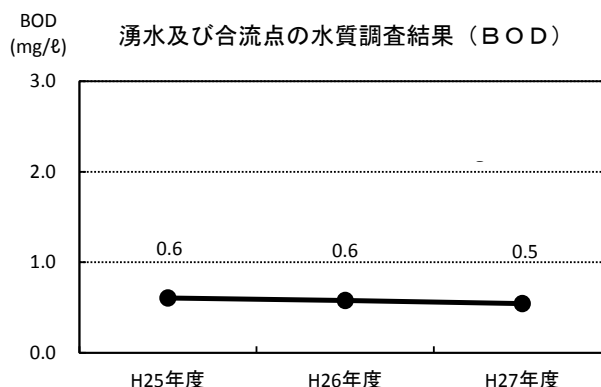
2) 湧水及び合流点の水質調査（調査結果の詳細は資料編152頁に掲載）

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁部から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。

市では、「あきる野市清流保全条例」に基づき、年1回、湧水17か所、河川との合流点19か所で水質調査を実施しています。

湧水の水質には、環境基準が設定されていないため、参考として、1)に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川AA類型・河川A類型）と比較すると、過去3年間の調査結果は、いずれの基準も満たしており、良好な水質が維持されていると考えられます。

今後も引き続き良好な水質が維持されるよう監視を続けていきます。



※ データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

3) 地下水汚染調査（調査結果の詳細は資料編153頁に掲載）

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地をおおむね2キロメートル四方に区切り、そのうちの7か所（工場、事業所、住宅地近辺）の井戸水を採取し調査を実施しています。

全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。なお、調査項目と環境基準は、右表に示すとおりです。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下(*1)
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下

(*1)平成 26 年 11 月から環境基準が「0.01mg/l 以下」に変更となった。(平成 26 年環境省告示第 127 号)

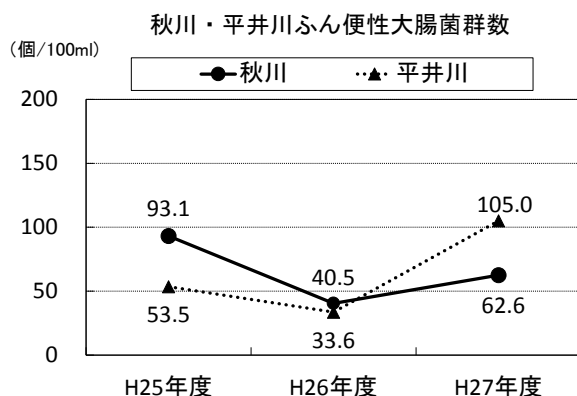
4) 秋川・平井川水生生物調査

カゲロウ、サワガニなど河川に生息する水生生物は、水質汚濁などの影響を受けやすいことから、秋川4か所、平井川2か所の計6か所において、年2回、生息する水生生物を指標として水質を判定する調査を実施しています。

5) 秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査（調査結果の詳細は資料編153頁に掲載）

秋川、平井川の親水性の高さに着目し、環境省が示す水浴場水質判定基準に沿って、秋川9か所、平井川2か所の計11か所において、年1回、ふん便性大腸菌群数の測定をしています。

秋川、平井川ともに、平成27年度の値は上がっていますが、水浴には問題ないと考えられます。



※ データは、各地点で実施している測定結果の
平均値である。

水浴場水質判定基準（環境省）

区分		ふん便性大腸菌群数
適	水質AA	不検出(検出限界 2 個/100ml)
	水質A	100 個/100ml 以下
可	水質B	400 個/100ml 以下
	水質C	1,000 個/100ml 以下
不適		1,000 個/100ml 超過

6) 工場等排水調査

水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、一日当たりの排水量が20m³/日以上、有害化学物質等処理して排水している事業場を対象として、年1回、排水の調査を実施しています。

7) ゴルフ場水質調査

市内2か所のゴルフ場で使用されている農薬（除草剤、殺虫剤、殺菌剤など）が河川に与える影響を確認するため、各ゴルフ場内の調整池において、年1回、水質調査を実施しています。

8) 道路沿道調査

市内の道路4か所（国道411号線、都道166号線、五日市街道、睦橋通り）において、道路沿道環境の実態を把握するため、騒音と交通量を調査しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありませんが、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

道路沿道調査結果

調査場所	等価騒音レベル(dB)(*1)		要請限度(dB)(*2)			交通量(台/10分)	
	昼間	夜間	区域(*3)	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	71	67	b	75	70	183	35
都道166号線	68	63	a	75	70	123	24
五日市街道	66	60	c	75	70	104	12
睦橋通り	69	64	b	75	70	203	33

※ データは、平成27年10月5～6日に実施した市内4か所の調査結果である。

- *1 等価騒音レベル：一定時間に測定された多数の騒音データについて、エネルギー量で平均して何dBの騒音に相当するかを求めたもの。
- *2 要請限度：環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できる。
- *3 区域〔a〕：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域をいう。
〔b〕：第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域をいう。
〔c〕：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

9) 大気中ダイオキシン類調査

調査対象としているダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

市では、あきる野市役所、五日市出張所の屋上の2か所において、年1回、測定を行っています。過去3年間の測定結果では、両地点ともダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成しています。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(pg-TEQ/ m ³ (*))			環境基準
	H25年度	H26年度	H27年度	
あきる野市役所	0.0074	0.016	0.017	0.60
五日市出張所	0.0082	0.016	0.010	

* pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

* TEQ：毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位

10) 二酸化窒素調査（調査結果の詳細は資料編154頁に掲載）

二酸化窒素 (NO₂) 調査結果

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響を把握するため、年4回、市内22か所で、二酸化窒素を測定しています。過去3年間の測定結果では、二酸化窒素に係る環境基準を達成しています。

測定結果(ppm) (*1)			環境基準 (*2)
H25 年度	H26 年度	H27 年度	
0.016	0.014	0.016	0.06

※ データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

*1 ppm (ピーピーエム)：容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100 万分の 1 を 1ppm という。

例えば NO₂ が 1ppm とは、空気 1 m³中に NO₂ が 1cm³ 含まれる場合である。

*2 1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

11) 一般大気調査（調査結果の詳細は資料編155頁に掲載）

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。浮遊粉じんのうち粒径が 10 μm (*1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

市では、市内 15 か所において、浮遊粉じんの全量を測定しています。

浮遊粉じん量については、大気の汚染に係る環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粉じんより粒径の小さい浮遊粒子状物質の環境基準と比較したところ、過去3年間に於いて全測定箇所の値は、浮遊粒子状物質の環境基準値を下回っていました。

浮遊粉じん調査結果

測定結果(mg/m ³)			(参考) 環境基準 (*2)
H25 年度	H26 年度	H27 年度	
0.0341	0.0146	0.0274	0.10

※ データは、各調査場所で実施している測定結果の平均値である。

*1 μm (マイクロメートル)：1 μm は 100 万分の 1mm で、0.001mm である。

*2 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

12) 工場等臭気調査

塗装工場のシンナー等の有機溶剤が大気環境に与える影響を把握するため、市内4か所において、年1回、臭気調査を実施しています。

13) 採石場周辺環境調査

特定の事業所との環境保全協定に基づき、交通量調査を年2回（5月、11月）、総浮遊粉じん量調査を年4回（5月、9月、11月、2月）、浮遊重金属量調査を年1回（2月）、二酸化窒素調査を年4回（5月、9月、11月、2月）実施しています。

14) 事業所関連水質調査

特定の事業所（3社）との環境保全協定に基づき、水質関連調査を実施しています。

15) 放射線・放射性物質の測定（調査結果の詳細は資料編155頁～175頁に掲載）

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市では、公共施設等の空間放射線測定、食品放射性物質検査を実施しています。

空間放射線については、現在、月1回、市内6施設と山間部の8か所を定点として測定しています。

これらの測定ポイントにおいて、「あきる野市空間放射線測定等に関する基準」(平成23年11月24日決定)に示す基準値、毎時0.23 μ Sv(*1)(追加被ばく線量(*2)年間1mSv(*3)を超える地点はありませんでした。



＜空間放射線測定の様子＞

また、平成23年度には、市立小中学校・公園等、市民生活に関わる公共施設等で高い放射線量が予測されるポイント(233施設718地点)で測定を行い、その結果、基準値を超えていて除染を実施した28施設45地点のうち、25施設40地点(3施設5地点については、定点のため毎月測定を実施)について、経過観察のため再測定を継続しています。

平成27年度は、11月～1月に測定を行いましたが、基準値を超える地点はありませんでした。

農産物等の放射性物質の検査は、原子力安全委員会の検査計画・品目・区域などの考え方に基づき、平成23年度から継続して、東京都が実施しています。

また、小中学校や幼稚園・保育園等で使用される食材、秋川と五日市のファーマーズセンター、秋川溪谷瀬音の湯の直売所で販売される農産物などについては、消費者庁から貸与された計測器により、市独自の検査も継続しています。検査の結果、厚生労働省の定める基準値を超えるものはありませんでした。

市は、引き続き、空間放射線量の測定や食品等の放射性物質検査を実施し、随時、市ホームページで公表を行い、市民の皆さんの安全安心のために取り組んでいきます。

*1 μ Sv(マイクロシーベルト)：人体が直接影響を受ける放射線量を表す単位で、通常1時間当たりの線量を示す。

1 μ Svは、100万分の1Svである。

*2 追加被ばく線量：自然界や医療行為により被ばくする放射線を除いた被ばく線量をいう。

*3 mSv(ミリシーベルト)：1mSvは、1000分の1Svである。

2-2 ごみ排出量

平成27年度のごみ総排出量は23,823トンで、前年度より約54トン減少（-0.2%）しました。このうち、可燃ごみについては、18,465トンが排出されており、前年度より約199トン増加（+1.1%）しました。

1人1日当たりのごみ排出量は798グラムであり、全国の947グラム（平成26年度）（*1）よりは少ないものの、都内30市町村（多摩地域）のうち排出量の多い順から5番目（昨年度6番目）に位置し、多摩地域の平均排出量である712.3グラム（*2）を86グラムほど上回っています。

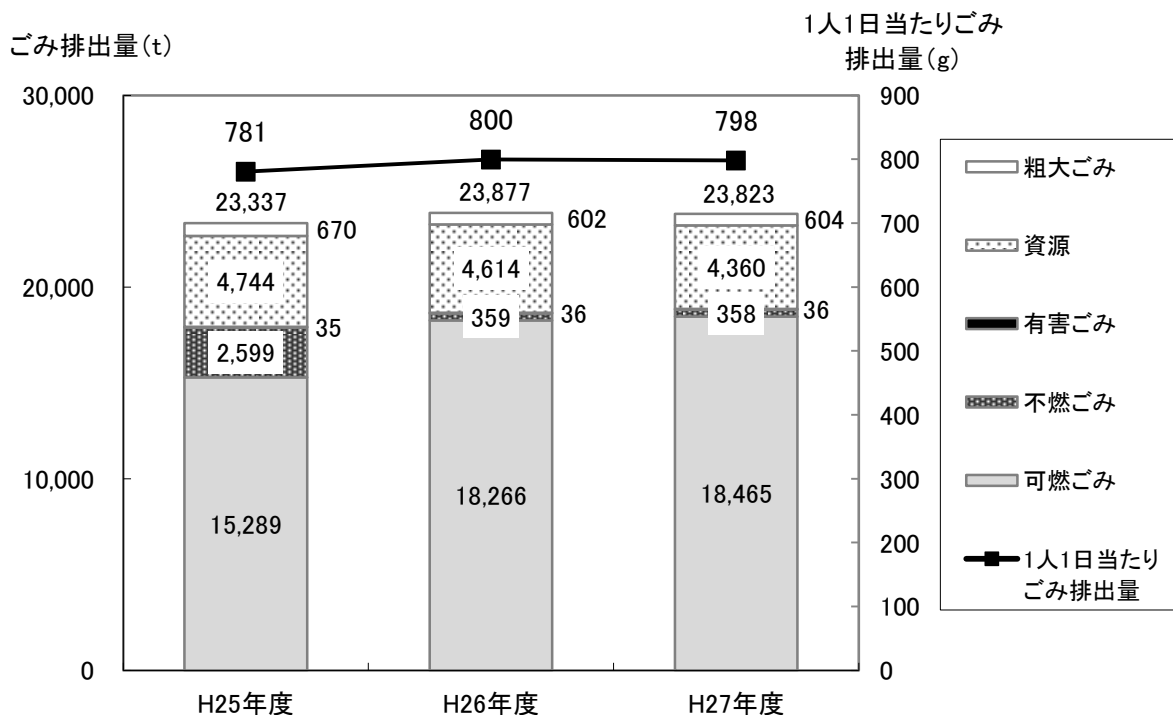
可燃ごみの増加については、本市から排出される一般廃棄物の焼却処理を行っている西秋川衛生組合において、熱回収施設の稼働（平成26年4月から本格稼働）に伴う分別方法の見直しによると考えられます。また、本市のごみには、庭の手入れなどに伴い発生する剪定枝や落ち葉などが比較的多く含まれることも、理由の一つとして考えられます。

今後も、ごみの減量に向け、簡易包装の商品を選ぶ、ものは長く大切に使う、生ごみは捨てる前に水分をひと搾りする、資源化できるものは資源として出すなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないようにすることが重要です。

*1： 資料「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

*2： 資料「多摩地域ごみ実態調査 平成27年度統計」（公益財団法人 東京市町村自治調査会）

ごみ排出量の推移



3 エネルギー環境分野

3-1 地球温暖化とあきる野市の温室効果ガス排出量

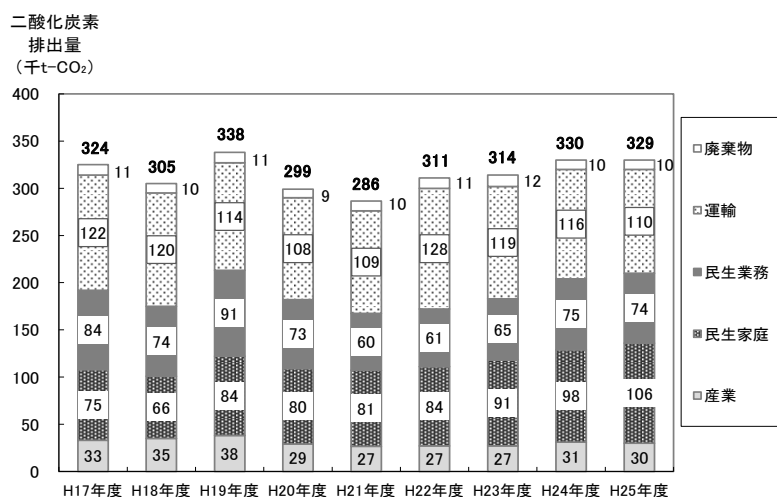
地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加し、地球全体の気温が上昇する現象のことです。地球温暖化の進行により、異常気象や生態系、農業への影響などが懸念されています。

あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時（平成17年度）の33万3千トンCO₂（二酸化炭素換算（※1））から平成19年度に一旦増加し、平成20年度、平成21年度と減少していましたが、平成22年度から増加し、平成25年度は34万7千トンCO₂に増加しました。

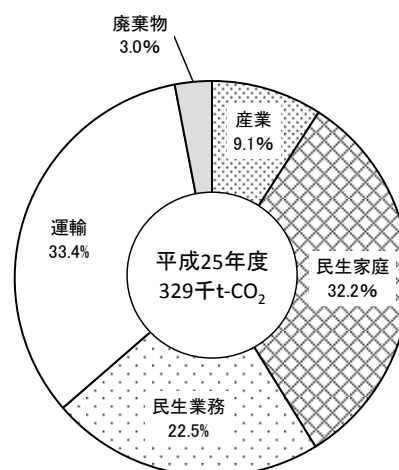
また、温室効果ガス排出量の95%を占める二酸化炭素については、平成17年度の約32万4千トンCO₂から、平成25年度には約32万9千トンCO₂へ増加しています。平成25年度の二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が33.4%と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。

※1 二酸化炭素換算：国や地方公共団体、事業所などで温室効果ガス排出量の算定を行う場合、二酸化炭素以外の5つの温室効果ガスを二酸化炭素に換算することが多く、本市の温室効果ガス排出量も二酸化炭素に換算している。二酸化炭素以外の5つの温室効果ガスは、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄である。

二酸化炭素排出量の推移



部門別二酸化炭素排出量の内訳



※ 資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2013年度）」

（オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

3-2 市役所での地球温暖化対策の取組

平成13年度から「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の公共施設等を対象とする地球温暖化対策の取組を始めており、第一次計画、第二次計画を経て、平成25年度から第三次計画に取り組んでいます。

本計画では、第二次計画の期間中に指定管理者制度等に移行した施設（11施設）を算定対象から除外するとともに、市が管理を行っている「ふるさと工房五日市」と節電対策の一つとして注目が集まっている「街路灯・防犯灯」を算定対象に加えています。

■ あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画

計画期間：平成25年度～平成32年度（8年間）

基準排出量：4,935トンCO₂

※ 平成24年度の排出量（4,846トンCO₂）に単純見通し（小中学校におけるガスヒートポンプの導入など（+89トンCO₂））を加えた値

計画目標：平成32年度における温室効果ガス排出量を4,480トンCO₂以下とする。

※ 東日本大震災以降、電力の排出係数の上昇により増加した分を削減し、震災前の水準以下とすることを目途に、平成22年度の温室効果ガス排出量を基準に算定した。

算定方法：当該年度の排出係数（変動値）を用いて算定する。

※ 取組の成果を把握するため、基準年度（平成24年度）と同様の排出係数を用いた算定も行う。

取組内容：本計画における重点的な取組

- 街路灯・防犯灯における地球温暖化対策の推進
- （公用車の）燃料使用量の削減による地球温暖化対策の推進
- 緑の活用による地球温暖化対策の推進
- 地球温暖化対策の発信と周知の推進

温室効果ガス排出量の推移

	年 度	H25	H26	H27	目標値(H32)
第三次計画	総排出量 (トンCO ₂)	4,801	3,702	3,421	4,480以下
		4,762	3,755	3,663	

※ 排出量の上段は、当該年度の排出係数（変動値）を用いて算定した排出量であり、下段は、基準年度（平成24年度）と同様の排出係数を用いて算定した参考値である。

※ 平成27年度の値は、集計の速報値であるため、最終的な「温室効果ガス排出量等集計結果報告書」の値と異なる場合がある。

排出量の推移に示すとおり、平成27年度の温室効果ガス排出量は、目標値を大きく下回りました。主要要因としては、街路灯・防犯灯に引き続き、公園灯のLED化の導入も始めたことにより、電力使用量が大幅に削減されたことや灯油の購入量が減少したことが推察されます。目標値は達成しましたが、今後も、省エネルギーに配慮した取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量の削減を目指していきます。

3-3 あきる野市エコ活動

平成21年10月から、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO 14001」に代わり、市独自の環境マネジメントシステム「あきる野市エコ活動」による取組を進めています。

エコ活動は、対象施設を22の公共施設とし、各職場の一人ひとりの意識やノウハウを高め、更なる省エネルギー、省資源、廃棄物削減などを目指しています。

また、平成23年に発生した東日本大震災以降、引き続き節電等に積極的に取り組んでいます。



＜あきる野市エコ手帳＞

3-4 環境家計簿・省エネ型生活10か条

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活10か条」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどのくらいの温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図っています。

月々のデータを記録することで、私たちの生活から排出される二酸化炭素の量の目安が分かり、省エネに対する意識の更なる向上を目指します。

平成27年度では、「省エネ型生活10か条」と「環境家計簿」を更新し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に配布しました。

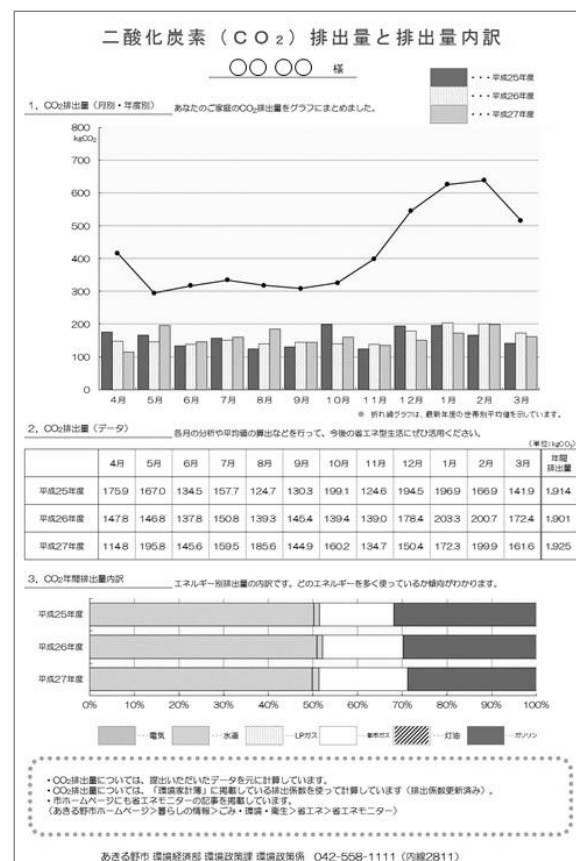
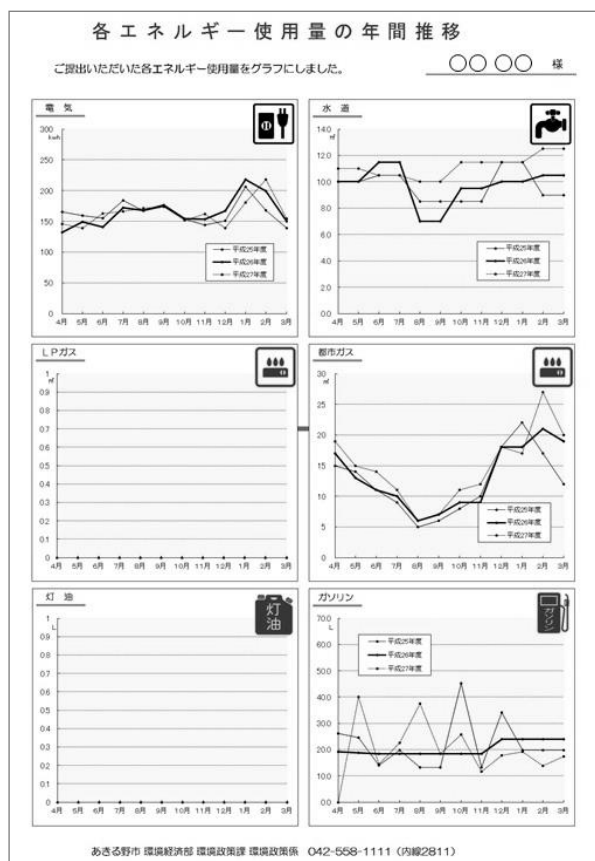


＜あきる野市 環境家計簿＞

3-5 省エネモニター

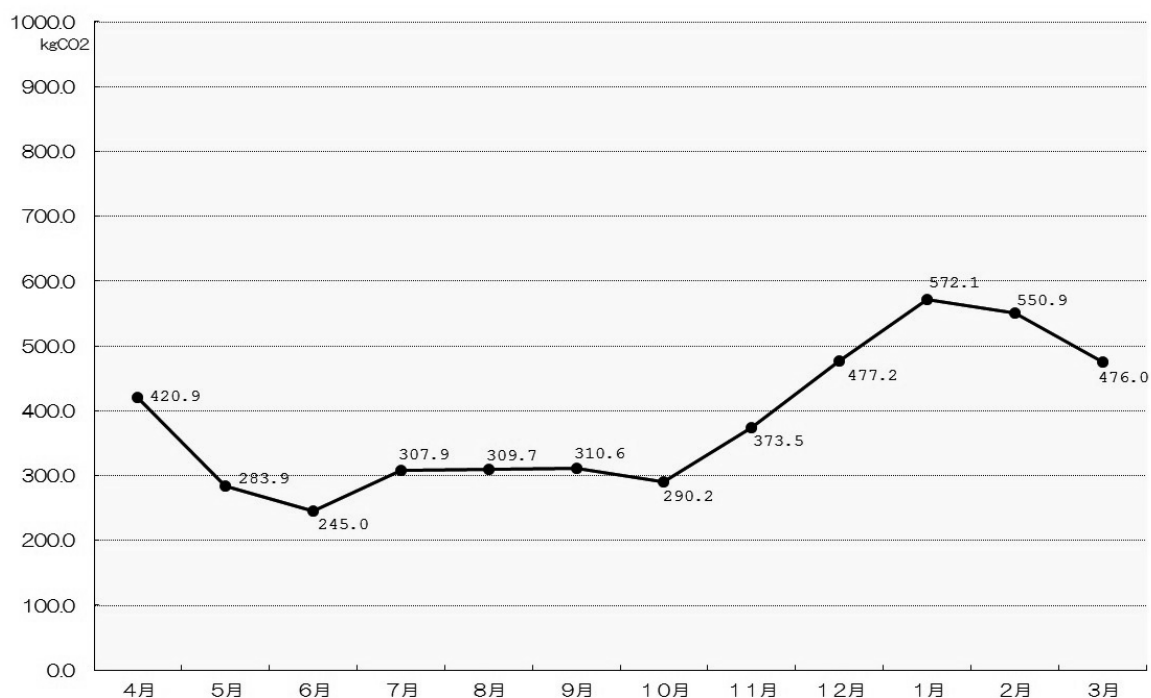
毎月のエネルギー使用量などを報告し、省エネ型生活に取り組む「省エネモニター」の募集を行っています。平成22年度からは、新エネルギー・省エネルギー機器設置費の補助金の交付を受けた方もモニターに加わり、平成27年度には129人が、「省エネ型生活10か条」を中心とした取組を進めています。

モニターから提出されたデータは、家庭ごとにグラフ化し、各モニターにフィードバックするとともに、CO₂排出量の平均値を市のホームページで紹介しています。



＜省エネモニターへのフィードバック (抜粋)＞

4人世帯の二酸化炭素 (CO₂) 排出量平均値



＜省エネモニター結果 (抜粋) (市ホームページより)＞

3-6 新エネルギーの活用

公共施設のうち、平成21年度に前田小学校に3.96kw、御堂中学校に1.5kw、平成22年度には屋城小学校に3.08kwの太陽光発電システムを設置し、電力使用量の一部を賄っています。

また、家庭における新エネルギー・省エネルギー機器（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、ガス発電給湯器（エコウィル）、燃料電池（エネファーム））の設置費の補助を行いました。

3-7 グリーンカーテン普及事業

1) ゴーヤの苗等の市民配布

平成27年5月16（土）日に開催されたりサイクルフェアの会場内において、あきる野市環境委員会と共同でゴーヤの苗と種、アサガオの種を配布しました。

- ・ 苗 900ポット（1人3ポット、300人）
- ・ 種 ゴーヤ 100袋（1人1袋、1袋約12粒入）
- ・ アサガオ 150袋（1人1袋、1袋約15粒入）



＜ゴーヤの苗・種、アサガオの種配布の様子＞

2) グリーンカーテンコンテスト

平成24年度から、地球温暖化対策の推進と省エネルギーの意識啓発を図るため、夏季の省エネルギー対策に有効なグリーンカーテンのコンテストを実施し、優れた取組を広く周知しています。

優秀な取組については、平成27年11月8日（日）にあきる野市産業祭の会場で表彰を行いました。

■ 参加対象

その年の春以降、新たにつる性植物の種や苗を植え、住宅や施設などの建物にグリーンカーテンを設置した方（個人・団体）

■ 参加者

- ・ 住宅部門（個人） 17件
- ・ 団体部門 4件

■ 審査

あきる野市環境委員会から選出された審査員6人により、提出書類のほか、内容と現地の状況を確認し、景観や設置効果、独自の工夫、取組過程などについて採点を行い、その結果を参考に、環境委員会において審査を行いました。

・住宅部門（個人）

最優秀賞（1件）



優秀賞（4件）



特別賞（1件）



・団体部門

最優秀賞（1件）



優秀賞（1件）



特別賞（2件）



3) グリーンカーテン写真募集

グリーンカーテンの取組をより普及させるため、市内における「グリーンカーテン」と「グリーンカーテンに取り組む様子」の写真を募集し、市ホームページや産業祭などで紹介しました。



＜市民から寄せられたグリーンカーテンの取組の様子＞

3-8 エコドライブの推進

本市の温室効果ガス排出量の内訳を見ると、運輸部門からの排出量が最大となっています。この背景には、本市では自動車の利用頻度が高く、燃料使用量が多いことなどが推察されます。

燃料使用量の節減につながるエコドライブの推進のため、「わたしのエコドライブ宣言」をしていた方に、「エコドライブマグネットステッカー」を配布しています。

平成27年度は、30人の方からエコドライブ宣言をいただき、マグネットステッカーを配布しました。



＜「森っこサンちゃん」エコドライブマグネットステッカー＞

4 人の活動分野

4-1 一斉清掃

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力により、春、秋の年2回、市内各地の道路や河川などの一斉清掃を実施しています。

あきる野市一斉清掃概要

	平成27年 春	平成27年 秋
参加人数(人)	16, 170	15, 161
回収量(t)	22. 66	25. 94



＜一斉清掃の様子＞

4-2 リサイクルフェア

資源循環型社会の構築に向け、ごみ減量化・資源化をはじめとする環境問題について、市民の皆さんの意識の啓発を図るため、春、秋の年2回、リサイクルフェアを実施しています。

あきる野市リサイクルフェア概要

	第40回	第41回
実施日	平成27年5月16日(土)	平成27年11月7日(土)
会 場	都立秋留台公園	都立秋留台公園
参加者数(人)	2, 000(推定)	16, 000(推定)

■ 主な催事

- ・ フリーマーケット
- ・ リサイクル品（家具等）再利用コーナー
- ・ 修理屋さんコーナー（おもちゃ修理、包丁研ぎ）
- ・ 資源集団回収団体表彰（優良3団体）
- ・ ごみ会議コーナー
（生ごみ堆肥化講習会、ごみ減量化の啓発）
- ・ 環境問題啓発用絵画（図画）・ポスター展示コーナー
- ・ 環境コーナー 廃食油石けんの無料配布 など



＜リサイクルフェア（生ごみ堆肥化講習会）の様子＞

4-3 産業祭「エココーナー」

市民の皆さんの環境に対する関心を高めてもらうため、平成27年11月7日（土）、8日（日）に開催された産業祭の会場内に「エココーナー」を設けました。

エココーナーでは、「環境展」としてグリーンカーテンコンテストの受賞者等の展示を行い、次年度に向けた取組の啓発を行うとともに、グリーンカーテンに一番多く使われていたゴーヤを使い、ゴーヤ入り蒸しパンの試食を提供しました。

また、市が取り組んでいる外来種対策を更に推進するため、外来種の分布状況を把握するためのアンケートの実施やはく製の展示を行いました。



＜産業祭「環境展」の様子＞

4-4 港区環境交流事業

地球温暖化対策の一環として、戸倉地区の刈寄地域に「みなと区民の森」を設けるなど、港区との交流を図っています。また、海に面した自然を有する港区と山や川などの自然を有するあきる野市のそれぞれの特性を活かし、平成18年度から子どもたちの交流事業を行っています。

平成27年度は、7月31日（金）に小学3・4年生27人（あきる野市12人・港区15人）が参加し、港区にてボート体験とみつばちの巣箱見学を行い、芝浦運河の自然環境と養蜂を通じた生物多様性の取組について学習しました。



＜ボート体験の様子＞



＜みつばちの巣箱見学の様子＞

4-5 自然環境調査におけるイベント

平成21年度から実施している自然環境調査の一環として、市民の方に、より自然を知ってもらい、より自然に親しんでもらうため、市民が参加できる体験型イベントを実施しています。

平成27年度は、平井川で川の生き物調査（ガサガサ調査）を行いました。

自然環境調査におけるイベントの概要

	ガサガサで生き物調べ
実施日	平成27年9月5日(土)
参加人数	33人
主 催	自然環境調査部会 動物班



＜ガサガサ調査の様子＞



＜採集した生き物の観察の様子＞

4-6 ごみ会議

「あきる野ごみ会議」は、市民・事業者・市が協働し、ごみの発生抑制の推進などを目的として、平成16年11月に設置されました。

ごみの減量やリサイクルの重要性を市民にPRするため、ごみ情報誌「へらすぞう」を発行するとともに、市民・事業者・市はそれぞれどのように行動し、どのように協力できるのかなどを考えながら、ごみ減量に向けて活動をしています。

■ 平成27年度の主な活動実績

- ・ 会議9回開催（全体会議5回・編集会議4回）
- ・ ごみ情報誌「へらすぞう」発行1回
- ・ 生ごみ減量PR
（生ごみの堆肥化講習会3回開催）
- ・ リサイクルフェアへの参加 など



ごみ情報誌「へらすぞう」

4-7 清流保全

市内の河川の浄化と河川環境の保全を図ることにより、良好な水質や水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、平成15年3月に清流保全条例を制定し、「清流保全協力員」を設置しました。

清流保全協力員は、町内会・自治会の代表、市内の河川に関係する団体等からの代表による計21人で組織しており、河川の水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。

4-8 ホタルの里づくり

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心に行うホタルの里づくり事業について、補助金の交付を行っています。平成27年度は、4団体に補助を行い、1団体に公園内の清掃や水路の美化などによるホタルの保全活動を委託しました。

また、地域活性化事業の一環として、1団体に対し、ホタルの保全につながるイベント開催などの支援を行っています。

4-9 違反広告物撤去

市民の生活環境において、安全な歩行空間の確保や美観風致の維持を図るため、平成17年2月から「違反広告物撤去協力員制度」を実施しています。この制度により、市民の皆さんと市の協働のもと、道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などの撤去が進められています。平成28年3月現在で、107人の方が登録し、日々活動が行われています。

また、市においても、毎月の道路パトロール等を継続しており、平成27年度は、先の制度と併せ、396枚の違反広告物を撤去しました。

4-10 環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の達成を目指す、市民・事業者・市の協働組織であり、市民13人（公募5人、地区の代表6人、団体2人）、事業者4人、市職員2人の計19人で構成しています。

環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、市民・事業者・市の協働による取組を企画し、推進しています。

平成27年度は、計7回の会議を開催しました。また、グリーンカーテン普及のため、5月に開催されたりサイクルフェアでのゴーヤの苗と種やアサガオの種の配布、グリーンカーテンコンテストの審査、産業祭での「環境展」などの啓発活動を行いました。



＜「知る」活動（深沢地区）の様子＞

開催日		内 容	
第三期	平成27年 4月22日(水)	第10回 会議	・平成26年度実績及び平成27年度活動スケジュールについて ・平成27年度施策進捗状況調査について ・グリーンカーテンコンテストについて ・リサイクルフェアにおけるゴーヤの苗・種の配布について ・省エネ型生活10か条について
	平成27年 5月16日(土)	啓発活動	リサイクルフェア(環境啓発コーナー)参加 ・グリーンカーテン用植物の苗・種の配布 ・グリーンカーテン啓発チラシ等の配布 ・緑の募金の呼びかけ
	平成27年 6月18日(木)	第11回 会議	・グリーンカーテンコンテストについて ・環境基本計画施策進捗状況の点検について ・環境委員会の位置付けについて ・環境白書に掲載する環境調査について ・環境家計簿について
	平成27年 7月27日(月)	第12回 会議	・環境委員会の位置付けについて ・環境白書に掲載する環境調査について
	平成27年 8月10日(月) ～ 8月18日(火)	啓発活動	グリーンカーテン啓発事業の実施 ・グリーンカーテンコンテストの現地確認
	平成27年 8月31日(月)	第13回 会議	・環境基本計画施策進捗状況の点検評価の確認について ・環境基本計画に対する環境委員会からの意見のとりまとめについて ・グリーンカーテンコンテストについて
	平成27年 9月15日(火)	啓発活動	グリーンカーテン啓発事業の実施 ・グリーンカーテンコンテスト審査会の開催
	平成27年 9月25日(金)	第14回 会議	・グリーンカーテンコンテストの審査について ・環境白書について ・産業祭における「環境展」の出展内容について
	平成27年10月30日(金)	第15回 会議	・産業祭における「環境展」の出展内容及び環境委員の参加について ・生きもの会議について
	平成27年11月 7日(土) ～11月 8日(日)	啓発活動	環境展(産業祭エココーナー)参加 ・グリーンカーテンコンテスト結果等の展示 ・「ゴーヤのれしび」の配布 ・ゴーヤ入り蒸しパンの試食 ・外来種アンケートの実施 ・外来種対策の展示及び目撃情報の収集 グリーンカーテンコンテスト入賞者表彰
	平成27年12月 2日(水)	「知る」 活動	深沢地区の地域づくりの取組の視察 ・山抱きの大カシ、深沢千年杉、深澤家屋敷跡、穴澤天神社横(シャクナゲ植樹場所)の見学
	平成28年 2月 4日(木)	第16回 会議	・グリーンカーテンコンテストについて

4-11 小さな子どものためのおさんぽ会

小さな子どもたちに、本市の恵まれた自然とじっくり向き合う機会を提供し、本市の自然環境の担い手となる人材を育成するため、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、「小さな子どものためのおさんぽ会」を実施しています。

平成27年度は、弁天山や大澄山などを実施場所とし、計7回のおさんぽ会を開催しました。



＜おさんぽ会の様子＞

4-12 生きものの会議

「あきる野市生きものの会議」は、生物多様性あきる野戦略の推進に向け、市内に生息し、又は生育する希少生物の保全方策等の検討を行う組織であり、平成28年3月18（金）日から活動を開始しました。識見を有する者5人、公募による市民4人、事業者4人、各種団体からの代表者6人、地方公共団体の職員1人の計20人で構成しています。

平成27年度の会議では、生物多様性あきる野戦略の内容や生きものの会議の活動内容を確認しました。

開催日	内 容	
平成28年 3月18日(金)	第1回会議	・生物多様性あきる野戦略について ・あきる野市生きものの会議について ・役員の選出について ・会議の運営方法について

4-13 生物多様性シンポジウム

生物多様性あきる野戦略の推進に向け、本市の生物多様性を広く紹介するとともに、様々な観点から生物多様性の保全と活用を考える機会として、生物多様性シンポジウムを開催しました。

生物多様性シンポジウムの概要

	生物多様性シンポジウム
実施日	平成27年6月28日(日)
会 場	五日市地域交流センター3階 まほろばホール
出席人数	93人
主な内容	第1部 あきる野市の生物多様性を知る ・森林レンジャーあきる野による生物多様性の現状報告 ・森の子コレンジャーの活動発表 第2部 あきる野市の生物多様性を考える ・パネルディスカッション(テーマ:あきる野市の生物多様性)

4-14 第二次あきる野市環境基本計画の策定

平成18年3月に策定した「あきる野市環境基本計画」の計画期間が、平成28年3月で終了するため、「第二次あきる野市環境基本計画」を策定しました。

第二次環境基本計画を策定するに当たり、市民、事業者の意見を反映するため、識見を有する者2人、市民の代表9人、事業者の代表3人、市職員1人の計15人で構成する「あきる野市環境基本計画市民検討委員会」を組織し、検討を行いました。

開催日	内 容	
平成26年10月31日(金)	第1回会議	・ 役員の選出について ・ 環境基本計画の改定について ・ 市民・事業者アンケートの実施について
平成27年 3月20日(金)	第2回会議	・ 第二次あきる野市環境基本計画策定における基本的事項について ・ 環境に関するアンケート調査結果等について
平成27年 6月17日(水)	第3回会議	・ あきる野市環境基本計画の評価について ・ 第二次あきる野市環境基本計画の策定スケジュールについて
平成27年 9月 9日(水)	第4回会議	・ 第二次あきる野市環境基本計画の構成(案)について ・ 「第1章 基本的事項」について ・ 施策体系及び事業体系(自然環境分野)について
平成27年10月21日(水)	第5回会議	・ 「第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組」(自然環境分野)について ・ 施策体系及び事業体系(生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野)について
平成27年11月30日(月)	第6回会議	・ 「第2章 第一次計画の評価と望ましい環境像」について ・ 「第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組」(生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野)について ・ 「第4章 推進体制と進行管理」について ・ 各種取組や目標の記載方法について
平成27年12月18日(金)	第7回会議	・ 第二次あきる野市環境基本計画(案)について
平成27年12月24日(木)	報 告	・ 第二次あきる野市環境基本計画(案)を市長に報告